

令和7年5月26日

大田区議会議長

松原 秀典 様

防災安全対策特別委員長

松 原 元

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。

昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

① 災害対策の強化について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災

害対応体制の構築が求められている。区は、『大田区地域防災計画』を地域の防災力を強化していくために常に実効性のある計画とするため、防災会議を令和6年度に2回開催した。このほか、東京都が令和4年に公表した新たな被害想定の反映及び『東京都地域防災計画令和5年修正』との整合について、東京都との調整が完了した。

また、各種被害を想定した訓練を行う中で、令和6年3月に締結した「民間企業との災害時協力協定」に基づく災害時物流体制を検証するために、自治会が計画する防災訓練の場を活用し「物流訓練」を実施したとの報告があった。

物流訓練では、首都直下地震を想定しており、区職員による京浜島地区備蓄倉庫等から支援物資、食料1,500人分、4,500食を輸送拠点である東京流通センターへ搬送し、協定先の企業である株式会社まつのによる輸送拠点における物資の受領・仕分け・積換えを行った後、上池上自治会が大森第十中学校で、小池自治会が小池小学校で輸送する流れについての訓練を行ったとのことである。

委員からは、今回の訓練で得た気づきを、他の地域の自治会・町会の防災訓練等にも活かし横展開が出来るよう、丁寧な情報共有もぜひお願いしたいとの要望があった。さらに、災害時には必要な情報が的確に区民へ届き、適切な行動を取れるようにすることが求められる。

区では、大田区防災ポータルサイトや防災アプリ等で周知をしているが、より確実に、また外国人を含め幅広く伝わるようにするため、緊急時のプッシュ通知や防災無線放送内容の文字による提供、対応言語の拡充等を行い、日々機能改善を検討し実行している。このように、ハードとソフトの両面にわたり、地域や関係機関等と一体となって総合防災力の強化を進めている。

本委員会では、区民の生命と財産を守るため、この新たな被害想定を踏まえ、予期される首都直下地震等へのさらなる備えについて、引き続き研究を重ねていく。

② 風水害対策の強化について

区では、区内に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の教訓をもとに、地域防災計画を見直すなど風水害対策の強化に取り組んでいる。大規模水害発生の危機が差し迫った緊急時に、自らの判断で最善の防災行動を選択できるよう、防災意識の普及啓発を図ることを目的として、全区民を対象に、防災アプリ等の情報媒体を活用した区民参加型情報伝達訓練（風水害編）を実施した。

区民参加型情報伝達訓練（風水害編）では、あらかじめ区民に正しい避難行動の検討を促した上で、風水害を想定した情報伝達訓練を行い、防災アプリ等による情報の伝達方法を広く周知した。区民には、訓練当日に「どのような避難行動をとろうとしたのか」、アンケートで回答いただき、区は訓練の効果や区民の避難行動の想定を検証する内容であった。

委員からは、素晴らしい訓練ではあるものの、参加者もそこまで多くはなく区民の意識の変化は引き続き必要であり、行政としても情報発信の在り方をこのイベントの結果を踏まえ改善・検討していく必要があるとの意見があった。

区からは、今回は初めての訓練ということもあり、丁寧に案内が出来なかった部分等、課題が見えてきた部分もあるため、引き続き、調査・研究を行い、啓発活動に努めていくとの報告があった。

震災や風水害等の大規模な自然災害の際には、行政が住民の生命や財産を守ることはもちろん、同時に自助、共助の取り組みの推進が重要である。

本委員会としては、自助の防災意識を高めるための、マイ・タイムラインの普及をはじめとした区民の安全・安心を守る施策等、調査・研究を深めるとともに、地震対策にあわせ強化した風水害対策の推進を図っていくことを区に求めていく。

③ 土砂災害関係対応について

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」について令和6年7月31日から運用が開始され、区においても宅地造成工事及び土石の堆積の許可、事前相談及び問合対応等の業務を開始した。

また、東京都において盛土規制法に基づく基礎調査結果が公表され、都内で4,545か所、大田区内では、うち45か所の既存盛土等が抽出された。本調査結果に基づき、東京都による現地調査等が今後予定されているとのことである。区からは引き続き、都の動向を注視し、調査の結果・安全性評価等を提供するとともに、盛土等の安全性が確認できない場合は、東京都と連携しながら所有者等へ対応を求めていくとの報告があった。

委員からは、大田区で45か所の既存盛土等が抽出され、該当する場所の住所や、一覧表等は公表されておらず、また、東京都からも提供はされていないとのことであるが、その情報の重要性に応じて、区民が情報にアクセス出来るよう工夫していくべきではないのか

との意見があった。

また、もし住民等が知らずに盛土、もしくは切土の行為を行ってしまった場合、どのように対応するのかとの質疑に対し、区からは基本的に、盛土規制法が令和6年7月31日に施行されているため、今後は、盛土規制法に抵触する盛土、もしくは切土の行為に関しては、その土地の所有者、その工事を行う工事業者、あるいは不動産業者等々が規定に従って届出をすることになる。仮に届出をせずに行っている場合は、行政側から指導・監督等々がなされるものと考えているとの答弁があった。

本委員会としては、地域の実情等を的確に捉え、区民や周辺住民に対しより有効に防災意識の啓発を図れる周知方法等についても、引き続き調査・研究を行っていく。

④ 大田区総合防災訓練について

区は、大規模災害から区民の命と財産を守るために、災害対策基本法、大田区地域防災計画等に基づき、大田区総合防災訓練を行っている。令和6年度は、各種被害を想定した訓練を行う中で、令和6年元日に発生した能登半島地震を受け、災害時の自助・共助・公助のうち、特に「自助」の重要性を再認識してもらうために、体感型防災アトラクションと防災EXPOを併せて実施した。

体感型防災アトラクションでは、制限時間内に家族や仲間とともに協力しながら、発想力、創造力を駆使して安全確保を目指す脱出ゲーム型の防災訓練を実施し、参加者が災害時の正しい避難行動について学習する機会となった。

また、防災EXPOでは、区、関係機関、企業等によるローリングストックに役立つ備蓄食糧や防災用品の紹介、能登半島地震のパネル展など「自助」の推進に寄与するブースを設け、来場者にいざという時の備えについて学ぶ場としている。

委員からは、意識変革とともに行動変容にはどのようにつながっているかの把握について質疑があり、イベント実施後のアンケートによりイベントの前後での変化を把握しており、今後もアンケート結果を踏まえて対応について検討していくとの回答があった。

他にも、開催場所の他地区への展開についても質疑があり、区からは実施後のアンケートでも意見があったため、今後他の場所での開催も検討していきたいとの回答があった。

本委員会では、災害時の適切な行動が図れるよう、地域の様々な声を担当部署とすり合わせながら、より良い意識醸成の場を作り上げるため、引き続き調査・研究を行っていく。

⑤ 災害時医療救護活動について

区では、大規模な地震が発生した場合に備え、平成25年度から区と医師会、病院等医療関係者を構成員とする大田区災害医療連携会議を設置し、平時から災害時の医療体制について検討している。発災直後から72時間までの間、開設する緊急医療救護所等について、災害拠点病院を中心に周辺病院との連携を基本とした開設・運営訓練とともに情報伝達訓練を重ねてきた。

区からは、コロナ禍を経て、前年度に引き続き、緊急医療救護所開設・運営訓練を開催したことの報告があった。令和6年度の訓練については、開設時の訓練として医療関係者の参集状況の確認、備品・医薬品の搬出、また施設の設営・展開などの訓練を行い、傷病者を受け入れる際の動線の確認を行った。

また、運営訓練については、トリアージの実施、軽症者の処置、服薬指導、情報伝達訓練、中等症・重症のタグがついた方について搬送の調整などの訓練を行ったとのことである。

委員からは、同じ訓練を繰り返すことも非常に重要で、前回の課題を踏まえた対応等も盛り込まれており練度も上がってきている。その中で、災害はいつ起こるか分からないため、例えば夜間の時間帯に訓練を行う等、様々なパターンを想定した訓練を行うことも検討してほしいとの要望があった。

その他に、区は平成29年度から発災直後の医療救護体制の周知を行うことを目的に災害時医療フォーラムを実施してきた。令和6年度は、「～東日本大震災を振り返って（福島から学ぶこと）～」をテーマに、区の防災対策に関する講演やパネルディスカッションを行った。本事業については後日、大田区公式 YouTube でも公開し、区民へ広く周知を行った。

委員からは、今回の周知用広報物に関して、効果的な広報活動を行うために様々な地域の会議体等でも活用し、多くの地域の方々へ周知を行ってほしいとの要望があった。また、災害時に医療が必要になった場合、例えば軽症だった場合はどこに行けばよいのか等、状況に応じた判断をスムーズに行えるような案内の方法等、今後検討を求めるとの意見があった。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、区に対し、平時から様々なことを想定し備えることを求めるとともに、実効性のある取り組みについて、引き続き調査・研究を行っていく。

⑥ 災害時協力協定の締結について

区は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要と認める業務について、様々な団体との協力協定の締結を推進している。令和6年度も、大規模災害発生時、円滑な物資及び人員の輸送に必要な車両の提供やそれに係る応急活動要員の派遣を受けること目的とした内容の協定、蒲田駅前の帰宅困難者対策の強化をすることを目的とした内容の協定、通信障害復旧の連携等に関して必要な事項を定めることを主な目的とした協定など、様々な協力協定の締結について、進捗状況の報告があった。

委員からは、現在、協定の締結状況について、大田区のホームページ等では公表、非公表の部分があり、災害時に帰宅困難者が避難先について情報を取りたい際に、適切に情報が取得出来ない可能性があるため、丁寧な情報提供を求めるとの意見があった。また、外国人や障がいを持つ方に対しても、工夫した情報提供を求めるとの意見があった。

本委員会としては、協力協定の内容が災害時にしっかりと機能し、実効性のあるものとなるよう、引き続き区に求めていく。

(2) 危機管理対策について

区では、区域内における区民の生命又は財産に重大な被害を生じさせ、又は生じさせる恐れのある緊急事態への迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、大田区危機管理対策本部等設置要綱に基づき、本部又は準備室を設置している。

令和6年度には、大きな災害、事故等もなく設置自体はされなかったが、令和7年3月27日開催の大田区防災会議の中で、災害対策本部運営訓練の実施成果についての報告があった。

本委員会としては、区民の命と健康、安全な暮らしを守るため、各種会議等を通じて危機管理対策について調査・研究を進め、引き続き、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。また、様々な感染症等の状況や国や都の動向を注視するとともに、危機管理対策について調査・研究を進め、引き続き、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。

(3) 地域防犯対策について

区における特殊詐欺被害は令和6年の1年間で238件、被害金額は約8億7,900万円であ

った。件数は前年比87件増、被害額は前年比約3億6,400万円増と、件数及び被害額ともに増加傾向にあり、非常に大きな社会問題となっている。区ではあらゆる機会を通じて広報活動を行っているが、特殊詐欺被害の撲滅のためには継続的な啓発が必要である。昨今、特殊詐欺は高齢者のみではなく若者もターゲットにされる傾向があるため、区からは、高齢者に対して効果的に注意喚起を促せるよう、引き続き高齢福祉課や消費者生活センターと連携するとともに、若者に対しても中学生向け出張啓発等を教育委員会とも連携しながら行い、抑止効果の高い自動通話録音機の普及促進等、様々な広報ツールを活用していくことが示された。

委員からは、様々なイベントや施設等を通じて、高度化されている現状の被害、対応策について引き続き周知をするよう要望があった。

区民を犯罪から守るためには、未然防止の施策とともに、区民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要である。本委員会では、引き続き、区に対し地域防犯対策のさらなる強化を求めるとともに、予防策の効果的な広報・啓発方法について、さらなる調査・研究を行っていく。

(4) 行政視察について

本委員会では、令和6年10月22日から23日の2日間にわたり、静岡県下田市の「豪雨（風水害）災害対策等について」及び静岡県伊東市「相模トラフ地震への対策状況及び災害時における避難所運営、住民避難等への対応について」の視察に伺った。

詳細な視察報告については、「防災安全対策特別委員会 行政視察報告書」を作成したので、そちらをご参照いただきたい。

[\(防災安全対策特別委員会 行政視察報告書\)](#)

(5) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

令和6年8月8日には、気象庁が運用開始以降初となる南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を発表し、全国各地で発生する激甚化、複合化する災害に対し、その教訓を速やかに区の防災対策に反映するシステムを構築することが急務と再認識する1年となった。

区においても、変化する生活・価値観を捉えた危機管理対策をしていくことが求められている。

一方、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐこと

で安全・安心なまちづくりを推進していく必要がある。

また、令和6年1月に能登半島地震が発生し、東日本大震災や熊本地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策を進めていくことが欠かせない。東京都が発表した新たな災害想定を鑑みた新たな大田区地域防災計画についても早急な整備が求められる。そして、数十年に一度といわれる大規模な風水害が毎年のように日本の各地を襲う中、令和元年東日本台風の教訓を生かした実行性のある対策が求められている。また、このような災害による被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告とする。